平成30年度

事業計画書



2 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

平成 30 年度 彦根市社会福祉協議会事業計画

[基本方針

人口減少や少子高齢化が進み、核家族化や個人主義化、単身世帯や共働き世帯の増加など社会の変化の中で、顕在化する多様で複雑な生活・福祉課題への包括的な対応と総合的な支援が求められています。換言すれば、今日ほど地域福祉の推進を使命とする社協の活動が必要とされる時代はなく、その果たす役割と責任の大きさに改めて思いを致しつつ、平成28年度から2年をかけて社協活動の分野を広げサービスの質量を充実するとともに組織基盤の整備を図ってまいりました。その意味で、平成30年度はそうした取組に一つの区切りをつける一年ともいうべき大切な年であると考えています。

具体的に、平成28年度と平成29年度は「生活支援体制整備事業」や「我が事・ 丸ごとの地域づくり推進事業」「子ども・若者を応援するひとづくり・地域づくり 推進事業」をはじめ多くの業務を彦根市から受託し責任をもって遂行するとともに、 これら業務の増加に合わせて職員数も従前とは比較にならないほど増えました。そ してこのことと併走するように総務課の新設、顧問弁護士契約および社会保険労務 士への業務委託など法人として必要な組織基盤の見直しにも着手し、また子ども食 堂への支援、学用品等のリユースおよびフードバンク事業の旗揚げなど社協ならで はの事業活動に対しても積極的に取り組んでまいりました。

こうして周りからは少しばかりハイペースにも映る業務の拡大推進の一方で、バックオフィス業務の増大、人材の確保・育成・資質の向上、マネジメント力の強化など新たな課題にも直面しています。今後は、これらの諸課題に対しても的確に対応していかなければならないのは言うまでもありませんが、大切なのは社協が地域福祉の中核を担う団体であるという確固たる自覚をもって前進し、やるべきことをきちんとやり遂げ、関係者や他職種との連携にもなお一層心を用い、固いネットワークを軸に本会のめざす「"おたがいさん"の心でつくる温かいまち彦根」の実現に向けて不断の努力をしていくことであると思っています。

新たに平成30年度から「権利擁護サポートセンター」と「日本赤十字社彦根市地区」の仕事を社協の業務として実施してまいりますが、本会としては取り組む一つひとつの事業や日頃の活動を通じて地域と固く結びつき、地域の自助や互助の取組や仕組みを支え発展させられる触媒のような役割を果たすことが彦根の地域づくりに寄与することであると信じています。

Ⅱ. 平成 30 年度 重点事項4本柱

1 「我が事」の地域づくり・ひとづくり

(地域福祉推進事業の充実と推進)

「おたがいさんの見守り合い」のさらなる推進を図り、地域の福祉課題の早期発見に努めるとともに、住民が共に地域課題を話し合う機会を設け、「我が事」と捉えて解決を図っていく地域づくりを進めます。

また、高齢者や障害者、困りごとを抱える人など、誰もが地域でいきいきと活躍でき、災害時にも活きるひとづくりを行います。

2 「地域丸ごと連携」の相談体制づくり

(相談援助、生活支援活動の充実と推進)

どこに相談すればいいのかわからないという人が、まずは社協へ来てもらえるよう、多機関とのネットワーク強化も含め相談体制を充実させます。また、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々などが安心して生活できるよう、権利擁護支援を行います。

3 介護保険、障害福祉サービス事業の充実

介護保険、障害者総合支援、介護予防・日常生活支援の安定した運営による質の高いサービスの提供し、高齢者、障害者が地域で安心して生活できるよう支援していくとともに、収益を地域福祉の推進にも役立てていきます。

4 組織基盤の整備と強化

社会福祉法改正に伴う「ガバナンスの強化」に引き続き取り組むとともに、拡大した事務局組織の適正な運営を進めるため、経営機能能力・内部 連携を強化していきます。

また、それぞれの分野において専門性を発揮できる職員の育成に努めます。

Ⅲ、事業計画

《重点項目:地域福祉推進事業の充実と推進》

[拠点区分:法人運営事業/サービス区分:地域福祉推進事業]

1 地域福祉活動計画推進事業

本会の「地域福祉活動推進計画」の活動理念である「"おたがいさん"の心でつくる温かいまち彦根」の実現に向け、身近な地域で住民同士が支え合う小地域福祉活動のさらなる実践を図るとともに、各学区(地区)で策定された「住民福祉活動計画」の具体化を図るため、昨年度に見直しを行った内容を踏まえつつ、市域全体および各学区(地区)における地域支援を引き続き行います。

・地域福祉推進委員会の開催(年2回)

6月および2月に開催予定

・各学区(地区)住民福祉活動計画推進会議の開催

随時開催

・住民福祉活動計画の推進に向けた取組への事業費助成

2 学区(地区)社協活動推進事業

地域福祉活動の中核的役割である各学区(地区)社協の活動の推進に向け、毎月定例の会長会を開催し、学区(地区)間の情報共有と取組の活性化を図るとともに、各学区(地区)における地域福祉活動に要する事業費を助成します。

- ·定例学区(地区)社協会長会(毎月1回)
- · 学区(地区)社協活動助成
- ・いきいき安心推進事業助成
- 敬老行事開催事業助成
- · 学区(地区)社協広報啓発事業助成
- ・地域支え合い推進モデル事業助成

3 生活支援コーディネーター設置事業

住民関係の希薄化などから地域で孤立し、普段はもちろん、災害時においても地域の支援が行き届かず、周りに助けを発信することもできない人たちがいることから、日頃からの住民同士の交流や互いに負担を感じない、適度な距離感を保った見守り合いができる地域づくりのために、普段においても災害時においても助けてほしいときにSOSを発信でき、受け止められるような強いつながりづくりを進めます。

- ・地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)の配置 7名 ※各学区(地区)の地域担当職員を兼ねて配置
- ・小学校区ごとの課題共有および協議の場づくりの推進

- ・地域における支え合い(居場所や生活支援(配食・宅配・訪問等))に関する情報の収集と一覧の作成 計2,300部作成
- おたがいさんサポーター講座およびまなびあい講座の開催

計4回

・共同募金を活用した"サロン等への貸出備品"の購入【拡充】

4 見守り合い活動推進事業

"地域の課題や困りごとの早期発見"、"地域丸ごと連携"の実現に向け、住民個人や自治会、ボランティアグループ・NPO、民生委員児童委員、地域包括支援センター、さらには事業所がそれぞれの立場で地域課題を「我が事」として取り組んでいく地域づくりを進めます。

・共同募金を活用した"あいさつプラス〇ne運動啓発ポスター"の発行

【拡充】

- ・地域見守り合い活動推進助成(自治会向け) 実施40自治会 ※見守り合い活動+関係者による見守り会議の実施
- ・移動外出支援車両「おたがいさんさん号」の貸出 随時
- ・共同募金を活用した"見守り合い活動事例集(仮称)"の発行【新規】

5 子ども・若者支援事業

様々な理由により課題や困難、悩みを抱える子どもや若者、その家族を対象として、"地域における多様な居場所づくり(子ども食堂、学習支援の場、夜の居場所であるフリースペース、引きこもりがちな若者の仲間づくりの場など)"の充実と推進を図るとともに、社会問題となっている"子どもの貧困"への対策を図るため、市の委託を受けて「子ども・若者支援コーディネーター」を配置し、関係機関とのネットワークづくりと事業の推進を行います。

・子ども・若者支援コーディネーターの配置

1名

- ・地域における多様な居場所の立ち上げおよび運営支援
- ・ベビー&キッズ用品リユースの開催(年3回) ※子育て支援グループ HotHot〜ほどほど〜と共催
- ・フードバンクひこね (月2回) の本格実施【拡充】
- ・学校必需品や日用品のリユース事業の本格実施に向けた検討【拡充】

[拠点区分:法人運営事業/サービス区分:地域づくりボランティアセンター事業]

6 みんなの地域づくり推進事業

"地域の課題や困りごとの早期発見"や"地域丸ごと連携"の実現に向け、住民個人や自治会、ボランティアグループ・NPO、民生委員児童委員、さらには事業

所が、それぞれの立場で「我が事」として取り組んでいく地域づくりを進めていくため、地域づくりボランティアセンターに、「地域づくりボランティアコーディネーター」を配置し、地域福祉活動における担い手づくりやボランティアニーズのマッチングなどの事業を推進します。

- ・地域づくりコーディネーターの配置【拡充】 3名(うち専任1名)
- ・ボランティア講座の開催【新規】 生活支援ボランティア講座(9月、基礎講座を兼ねる)、送迎ボランティア 講座(10月)、傾聴ボランティア講座(11月) 各1回・20名
- ・ボランティアニーズのマッチング
- ・ボランティア情報の発信【拡充】(年2回)
- ・事業所との地域見守り合い活動協定の締結 新規締結10事業所
- ・活動拠点づくりに向けた空き家活用【拡充】
- ・関係機関ネットワーク会議の開催(年3回) 5月、9月、1月に開催予定
- ・福祉の出前講座、福祉教育の実施 目標数/地域向け:45回、学校向け:延べ45回、事業所向け:7回
- ・共同募金を活用した"出前講座用の貸出備品"の購入【新規】
- ・ボランティアグループ、福祉団体への活動助成
- ・「(仮称) ひこね見守り合いフォーラム」の開催【新規】 11月下旬
- ・市内モデル地区(1小学校区)における「丸ごと」の地域づくり推進【新規】

7 災害に強い地域づくり推進事業

いざというときに「助けて」と言い合える地域づくりの実現に向け、災害発生時に備えた防災・減災にかかる啓発事業を行うとともに、市より「災害時避難行動要支援者制度」の事業委託を受けて推進員を配置し、平時における支え合いの地域づくりの推進を図ります。

- ・災害ボランティアセンター事業(防災訓練・啓発事業)の実施 市防災訓練時(8月または9月)、えにしの日(3月)に実施予定
- ・福祉の出前講座(防災)の実施[6 みんなの地域づくり推進事業 再掲]
- ・共同募金を活用した"防災講座用の貸出備品"の購入【新規】
- ・災害時避難行動要支援者制度の受付および処理

毎月実施

・災害時避難行動要支援者制度推進員の配置

1名

《重点項目:相談援助、生活支援活動の充実と推進》

[拠点区分:法人運営事業/サービス区分:福祉総合相談事業]

1 総合相談体制整備事業

「困ったときは、まずは社協へ」という相談の総合窓口(最初の窓口となり、内容に応じて関係機関へ適切につなぐ役割)としての機能の拡充と推進を図るとともに、地域における課題や困りごとを早期発見し解決に向けて取り組んでいくための"地域丸ごと連携"の実現を図るため、関係機関とのネットワークづくりと事業の推進を行います。

- ・「福祉まるごと連携サポートセンター(仮称)」のモデル試行および検討【新規】
- ・複合的な課題等を抱える個別相談への対応(随時対応)
- ・ 高齢者&障害者なんでも相談会 (ワンストップ型相談) の開催 (年3回)
- ・多様な相談機会の確保と情報の整備心配ごと相談(週2回)、無料法律相談(月1回)相談機関窓口紹介名簿の発行【拡充】
- ・相談機関交流会の開催【拡充】(年4回)
- ・「相談支援包括化推進会議」の開催(年4回)

2 地域福祉権利擁護事業

高齢や障害などの理由により、判断能力が十分でない方々が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助サービスや日常的な金銭管理サービス、また、書類等の預かりサービス等の権利擁護に係る支援を引き続き行うとともに、本事業の待機者解消を図ります。また、判断能力を欠くため、本事業の対象外となる方々へ継続した支援ができるよう、年度内に法人後見の受任を開始します。

- ・地域福祉権利擁護事業の実施
- ・法人後見の受任【新規】

3 生活困窮者支援事業

低所得者や失業者等の生活再建に向けたセーフティネットのひとつとして、滋賀 県社会福祉協議会から事務委託を受け、継続的な相談支援と合わせて、生活費や一 時的な資金の貸付けを行う総合支援資金のほか、教育支援資金、福祉資金等の貸付 けを行います。また、生活困窮者自立支援への対応として、「生活つなぎ資金貸付 制度」の継続実施に加え、就職面接時のスーツ無料貸出や散髪、入浴の支援を行う ほか、課題を抱える相談者等への細やかな対応を図ります。

- ・就職面接のための身だしなみ支援、散髪支援、入浴支援の実施
- ・生活福祉資金、生活つなぎ資金の貸付相談による自立支援
- ・困窮者への物資提供ルートとしてのリソート㈱等との連携

[拠点区分:法人運営事業/サービス区分:権利擁護サポートセンター運営事業]

4 権利擁護サポートセンター運営事業【新規】

平成30年4月1日から、彦根市受託事業として本会が運営します。

障がいのある人や認知症などで判断能力に不安のある人が、住み慣れた地域で「自分らしく」暮らし続けられるよう、さまざまな権利擁護に関する相談や成年後 見制度の利用手続などに関する支援を行います。

また、権利擁護に関する住民向けの講座等を開催し、普及・啓発に取り組むとともに、地域の権利擁護支援の担い手づくりについて検討していきます。

- 権利擁護支援、成年後見制度の利用に係る相談支援
- ・住民向け出前講座および住民または関係機関を対象とした研修会の実施
- ・権利擁護サポートセンター運営委員会の設置、運営(権利擁護支援システム構築のためのネットワークづくり)
- ・地域の権利擁護支援の担い手づくりの検討(市民後見人、後見受任者)

《その他の地域福祉推進事業》

[拠点区分:法人運営事業/サービス区分:社協運営事業]

◆ 広報事業

身近な地域の福祉活動情報について、広報紙やSNS等を通して広く発信し、住 民の関心の輪を広げ、福祉活動への参加へのきっかけづくりを目的に発行します。 また、広報紙が気軽に手に取れる設置場所の開拓に努めます。

・広報紙「社協ひこね」の発行

年間6回

[拠点区分:共同募金配分事業/サービス区分:一般募金配分金事業]

[拠点区分:衣装貸付事業/サービス区分:衣装貸付事業]

[拠点区分:法人運営事業/サービス区分:地域福祉推進事業]

[拠点区分:法人運営事業/サービス区分:地域づくりボランティアセンター事業]

・広報紙「社協ひこね」点訳・音訳版の発行

年間6回

[拠点区分:共同募金配分事業/サービス区分:一般募金配分金事業]

- ホームページの運営
- ・SNS (ツイッター・フェイスブック) の活用

[拠点区分:法人運営事業/サービス区分:社協運営事業]

◆ 彦根市社会福祉大会開催事業

社会福祉功労者への表彰および社会福祉協力者に対する感謝状を授与するとと もに、被表彰者の活動を広く発信します。

今年度から「(仮称) ひこね見守り合いフォーラム」を同時開催し、サロン活動

やおたがいさんサポーター活動など、住民が主体となった見守り合い活動の意義等 の理解促進と活動参画の裾野を広げます。

また、今年度は本会法人化50周年であるため、本事業を通してPRに努めます。

[拠点区分:共同募金配分金事業/サービス区分:一般募金配分金事業]

◆ 一般募金配分金事業

赤い羽根共同募金(地域助成金)を活用し、福祉活動情報の発信や地域福祉の推 進に取り組む団体の活動に助成します。

- ・地域における見守り合い活動の推進に向けた助成【拡充】
- ・多世代交流の居場所づくりの推進に向けた助成
- ・広報紙「社協ひこね」の発行

年間6回/うち1回(再掲)

・広報紙「社協ひこね」点訳・音訳版の発行

年間6回(再掲)

- · 彦根市民生委員児童委員協議会連合会助成
- ・「社会を明るくする運動」彦根市推進委員会助成

[拠点区分:共同募金配分金事業/サービス区分:歳末たすけあい募金配分金事業]

◆ 歳末たすけあい募金配分金事業

歳末たすけあい募金を活用し、地域の実状や対象世帯のニーズに即した歳末時期における地域福祉の諸活動を展開するとともに、地域住民の参加による在宅福祉活動の強化を図ることを目的に助成します。

福祉のまちづくりに取り組む学区(地区)社協をはじめ、団体・施設等が歳末の時期(概ね12/1から1ヶ月間)に行うさまざまな活動を支援していきます。

- ・歳末たすけあい運動地域福祉事業の実施(学区(地区)社会福祉協議会等)
- ・歳末福祉のまちづくり事業の実施(団体・施設・子育て支援団体)

[拠点区分:善意銀行運営事業/サービス区分:善意銀行運営事業]

◆ 彦根善意銀行運営事業

温かい善意の気持ち(金品や物品)をお預かりし、各種福祉活動に役立てます。 また、市内のさまざまなお店や企業の協力を得て「善銀ボックス」設置を進め、 寄付として誰もが気軽に地域福祉活動へ参画いただけるよう努めます。

[善意銀行への寄付金の使途(予定)] 【拡充】

- ・地域における子ども・若者の居場所づくり事業
- ・生活の自立に向けた困窮者支援事業
- ・福祉団体、ボランティア団体の活動の推進事業

[拠点区分:基金運営事業/サービス区分:福祉基金運営事業]

◆ 福祉のまちづくり活動助成事業

住民からの寄付を原資とした「福祉基金」を活用し、地域に暮らす人々がともに助け合い、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに向け、福祉団体やボランティアグループ、地域における公益的な取組を行う社会福祉法人等を対象に、幅広く取り組む事業に対し助成します。

[拠点区分:基金運営事業/サービス区分:小児難病救済基金運営事業]

◆ 小児難病救済基金助成事業

かつて難病と闘った森野ともや君に寄せられた住民のみなさんからの募金を原 資とし、市内に在住する小児慢性特定疾病の患者とその家族を対象に、治療に係る 医療費以外の費用の一部について助成します。

《在宅介護課事業》

[拠点区分:介護保険・障害福祉サービス事業/サービス区分:訪問介護事業]

介護保険法、障害者総合支援法の定めに基づき、可能な限り自立したその人らしい日常生活が送れるよう適切なサービスの提供に努めます。

また、介護職員の人材確保と育成を図りサービスの質の向上に努め、効率的なサービス提供体制の構築と経営の安定化を目指します。

- •居宅介護支援事業(平田)
- •訪問介護事業(平田)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス
- ・ 障害福祉サービス事業

《通所介護課事業》

北・南における通所介護事業の運営については、これまで在宅介護課管轄のもと管理・運営を行ってまいりましたが、平成30年4月1日から通所介護課として独立し、運営します。

介護保険制度に基づき、できる限り自立したその人らしい日常生活が送れるよう

支援に努め、今般の通所介護事業一括管理を機に、更にサービスの質の向上と効率的なサービス提供体制を構築し、介護職員の人材確保と育成も図りながら事業の安定した運営を目指します。

- ・通所介護事業(北・南)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス

《在宅介護課事業/地域包括支援センター運営事業》

[拠点区分:地域包括支援センター運営事業/サービス区分:包括ハピネス運営事業]

/サービス区分:包括ひらた運営事業]

/サービス区分:包括いなえ運営事業]

地域包括支援センター (ハピネス・ひらた・いなえ) は、地域住民の心身の健康 保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向 上および福祉の増進を包括的に支援することならびに地域包括ケアシステムの構 築に向けて各事業を実施します。

現在、市内6地域に設置されている地域包括支援センターのうち3地域を本会が 受託しており、ハピネスは西中学校区、ひらたは中央中学校区、いなえは稲枝中学 校区圏域を担当しており、各地域の地域住民や医療機関を含めた多様な関係機関と の連携を深めるよう努めます。

- ・包括的支援事業【必須事業】 (総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的支援業務、介護予防ケアマネジメント業務)
- 介護予防事業

(金亀体操(出前講座、体操講座、体操講座フォローアップ)、ほっとかない 認知症出前講座)

《老人福祉センター運営事業(彦根市指定管理受託事業)》

[拠点区分: 老人福祉センター運営事業/サービス区分: 南老人福祉センター運営事業] / サービス区分: 北老人福祉センター運営事業]

彦根市から指定管理者制度の指定を受け、南老人福祉センターにおいては、平成28年度から5年間、北老人福祉センターにおいては、平成29年度から4年間、継続して施設の管理運営を行います。

各センターにおいて、地域住民と地域の諸団体・組織の参画と協働により、高齢者の各種相談、健康の維持・増進、趣味・教養・技能の向上など、住民のニーズに対応したシニア世代の居場所、気軽に立ち寄れる拠点づくりを目指して取り組みます。

1. 南老人福祉センター

・自主事業

チャレンジ機能向上事業、生きがい健康づくり事業

•相談事業

何でも相談会(随時受付)(特設日6、9、12月の第1水曜日午前)、 心配ごと出張相談会(奇数月の第2水曜日午後)

・施設の有効活用

自主クラブ活動・各種団体の会合等への貸館業務、マッサージ機・健 康器具の利用

2. 北老人福祉センター

• 自主事業

いきいきチャレンジ事業、健康づくり・介護予防事業、シニア期の居場所づくり事業、子育て親子・子どもの居場所づくり事業、広報・啓発事業

•相談支援事業

生活相談(地域福祉課等と連携)、健康相談(金亀体操実施日に併設)、 心配ごと相談所の出張相談窓口の開設(年6回・偶数月)

・施設の有効活用

自主クラブ活動・各種団体の会合等への貸館業務、マッサージ機・電子浴の利用(常時)、入浴(月曜日・木曜日)、就職面接のための協力支援(浴室活用)

《衣装貸付事業(収益事業)》

[拠点区分:衣装貸付事業/サービス区分:衣装貸付事業]

組織の安定した経営を図り、継続的な地域福祉活動財源の獲得を通して地域福祉が推進できるよう、貸衣装事業に取り組みます。

また、貸衣装利用者からのニーズが高い第2土曜日の営業を半日から終日営業に延長し、利用者の要望に応えます。

予てより交流のある桑名市社会福祉協議会の貸衣装部の閉鎖に伴い、譲渡いただく衣装および収納家具の効果的な運用とコスト削減に取り組み、広報活動を強化することによって売り上げ増となるよう努めます。

《組織·財政基盤強化関係》

[拠点区分:法人運営事業/サービス区分:社協運営事業]

社会福祉法が改正され、引き続きガバナンスの強化に取り組むとともに、理事会、 評議員会を適宜開催し、組織全体のマネジメント機能を高めるよう努めます。

また、拡大しつつある事務局組織の適正な運営を図るため、経営機能・能力、内部連携の強化を図ってまいります。

引き続き、役職員への計画的な研修を実施し、一人ひとりの資質向上を目指し、 協議体としての組織運営とコスト管理を意識した財政運営を図ります。

- ・法人運営体制の充実
 - 1) 理事会、評議員会の開催
- 事務局体制の充実
 - 1) 税理士・社労士・弁護士等の専門家と連携した経営機能・能力の向上
 - 2) 内部連絡会議の開催による連携体制の強化
- ・会費の使途の見える化等のよる会員増強
 - 1) 重要財源であることのPRと呼びかけ強化 特に賛助会費については市内の福祉施設・団体をはじめ様々な団体に呼 びかけながら共感を得ながら安定財源の確保に努める
- ・内部研修の充実と組織人、専門職としての研修の実施
- ・内部連携強化のための各種会議の実施
 - 1) 連絡調整会議
 - 2) 衛生委員会